

## Ⅱ. 調査概要

### 1. 調査内容

#### (1) 中小企業全般における知的財産活動に関する調査（中小企業実態基本調査）

中小企業庁「中小企業実態基本調査」による既調査の結果を用い、業種別、企業規模別、地域別等の観点(以下の各調査においても、可能な限りこれらの観点を盛り込むものとする。)より、中小企業・小規模事業者全般における知財活動に取り組んでいる中小企業・小規模事業者の割合等を算出し、上記観点別や各観点を組み合わせた分析により傾向及びその原因を調査、分析するとともに、営業利益や海外展開等の事業活動状況等の観点より、知財を保有している中小企業・小規模事業者と未保有の中小企業・小規模事業者を比較・分析する。

#### (2) 出願実績のある中小企業の知的財産活動実態調査（アンケート調査）

出願実績のある中小企業に対するアンケート調査により、出願等の特許庁が受け付ける手続のみならず、出願前の先行技術調査やノウハウ管理、ライセンス等の知財活用状況（ライセンスインも含む）、知財に関する社内体制、さらには知財活動の目的やその効果、直面している課題や支援ニーズなど一連の知的財産活動について、経営や事業活動など周辺まで含んだ調査を行い、中小企業・小規模事業者の知的財産活動の実態に関する調査・分析を行う。

#### (3) 全体分析・総括

上記（1）及び（2）における各調査結果の整理・分析を行い、中小企業・小規模事業者の知的財産活動の現状及び課題について、業種別・企業規模別等の観点も含め、定量的かつ定性的に総括するとともに、中小企業・小規模事業者の知的財産活動を促進する支援の方向性を検討する。

### 2. 調査方法

#### (1) 中小企業実態基本調査に関する再編加工

上記「1. 調査内容」に掲げる調査の実施にあたっては、中小企業庁「中小企業実態基本調査」の既公表統計を踏まえ、同調査の個票データ（平成22～24年の計3年実施分。17万件程度）を用い、業種別、企業規模別等の各観点より知財活動に取り組んでいる中小企業・小規模事業者の割合算出等の分析を行うとともに、同調査における知的財産に関する調査項目と他の主要な調査項目のクロス集計等を行い、研究開発費や人件費等の諸経費と知財保有の関係性、営業利益や海外展開等の事業活動状況等と知財保有の関係性の調査分析により、知財を保有している中小企業・小規模事業者と未保有の中小企業・小規模事業者を比較・分析等を行い、報告書に取りまとめた。

#### (2) 中小企業に対するアンケート調査

2009年から2011年に特許、実用新案、意匠または商標の出願実績のある中小企業・小規模事業者に対するアンケート調査を行い、その調査結果を統計にまとめ、分析すること

により、上記1.(2)に掲げる調査を実施し、報告書に取りまとめた。

①調査手法

回答方法：郵送調査 + インターネット調査

督促方法：督促電話 + 督促葉書

②調査期間

2014年1月14日～2月28日

③調査対象先と回答先

特許庁より貸与された「特許等の出願実績のある中小企業リスト」に掲載されている中小企業2万社程度を対象とした。

回収率：27.2% (20,840件発送、5,663件回収)

図表1 発送対象先：中小企業・小規模事業者（個人事業主）除く

	特許	実用	意匠	商標	特・実・意 (三法)	特・実・商 (三法)	特・意・商 (三法)	実・意・商 (三法)	四法
特許	2件以上 3,729				193	399	1,100	223	431
実用	629	3件以上 111							
意匠	864	251	1,106						
商標	3,533	626	792	3件以上 6,330					

回収結果：中小企業・小規模事業者（個人事業主）除く

	特許	実用	意匠	商標	特・実・意 (三法)	特・実・商 (三法)	特・意・商 (三法)	実・意・商 (三法)	四法
特許	1,094				53	103	364	62	125
実用	205	33							
意匠	258	69	293						
商標	1,044	186	200	1,435					

図表2 発送対象先：個人事業主

	特許	実用	意匠	商標	特・実・意 (三法)	特・実・商 (三法)	特・意・商 (三法)	実・意・商 (三法)	四法
特許	122				1	0	1	3	2
実用	5	66							
意匠	2	5	32						
商標	16	9	7	252					

回収結果：個人事業主

	特許	実用	意匠	商標	特・実・意 (三法)	特・実・商 (三法)	特・意・商 (三法)	実・意・商 (三法)	四法
特許	40				0	0	1	0	2
実用	1	22							
意匠	0	1	8						
商標	3	2	3	56					

図表 3 業種別送付先件数・回収件数

分析業種分類	アンケート 送付先 件数	回収件数	回収率
01. 建設業	1,167	369	31.6%
02. 食品製造業	1,310	368	28.1%
03. 繊維・パルプ・紙製造業	598	161	26.9%
04. 医薬品製造業	184	55	29.9%
05. 化学工業	611	207	33.9%
06. 石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	1,010	321	31.8%
07. 鉄鋼・非鉄金属製造業	193	51	26.4%
08. 金属製品製造業	884	303	34.3%
09. 機械製造業	1,503	454	30.2%
10. 電気機械製造業	1,085	324	29.9%
11. 輸送用機械製造業	238	65	27.3%
12. 業務用機械器具製造業	491	163	33.2%
13. その他の製造業	1,002	281	28.0%
14. 情報通信業	1,251	287	22.9%
15. 卸売・小売等	6,289	1,562	24.8%
16. その他の非製造業	2,860	660	23.1%
17. 教育・TLO・公的研究機関・公務	143	29	20.3%
18. その他(※2)	21	3	14.3%
総計	20,840	5,663	27.2%

※従業員規模別の回収状況については、資料編 3. (1) ②を参照されたい

#### ④調査票

主な調査項目は以下の通り。設問及び選択肢などの詳細は資料編を参照されたい。

- I. 貴社の概要について
- II. 貴社の事業について
- III. 知的財産活動状況について
- IV. 貴社の社内体制について

#### (3) 他の調査統計情報等を用いた調査・分析

上記 1. (3) の全体分析・総括にあたっては、特許庁から貸与する中小企業の出願や登録の件数動向データ（平成 22～24 年の計 3 年分。以下「中小企業産業財産権関係データ」という。）により、産業財産権の種別や地域別等による件数動向も活用した調査・分析を行った。また、上記 1. (1) に掲げる調査において、経済産業省「企業活動基本調査」の既公表

統計を用いて全体と中小企業・小規模事業者の比較をするなど、各調査の実施にあたって必要となる他の調査統計情報等については、積極的に利用して調査・分析等を行い、報告書に取りまとめた。

#### (4) 委員会による検討

中小企業の経営・事業活動と知的財産活動の関係性に関する専門的な知見を有する学識経験者、弁理士等5名程度（委員長1名を含む）の委員による委員会を開催し、上記1. 全体（特許庁貸与の「中小企業産業財産権関係データ」を活用した調査・分析結果も含む）に関し、調査の観点や項目、手法、取りまとめ方針等についての検討を行った。

##### ①委員一覧

委員長 石井 康之 東京理科大学専門職大学院 知的財産戦略専攻 教授  
 委員 大竹 正悟 大竹国際特許事務所 代表者 弁理士  
 奥山 哲哉 独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援部  
 チーフアドバイザー  
 上村 輝之 特許業務法人ウィルフォート国際特許事務所 所長 弁理士  
 吉野 仁之 Japan IP Network 株式会社 代表取締役

※五十音順、敬称略

##### ②委員会検討内容

以下の表に示す通り、委員会を開催し、検討を行った。

図表 4 委員会開催概要

開催数	開催日時・場所	議題
第1回	平成25年12月13日 於：特許庁	・中小企業実態基本調査に関する再編加工 ・アンケート調査について
第2回	平成26年2月24日 於：特許庁	・中小企業実態基本調査結果を活用した分析（中間報告） ・アンケート調査結果について（中間報告）
第3回	平成26年3月12日 於：特許庁	・報告書本編（中間報告） ・報告書資料編（中間報告）

#### (5) 調査報告書の取りまとめ

上記(1)～(4)においてそれぞれ調査した事項の整理・分析を行い、上記1. 全体に関する調査報告書を取りまとめた。

### 3. 記載上の注意

本報告書内における記載事項の留意点は以下のとおりである。

#### (1) 「中規模企業」、「小規模事業者」の定義

##### ・「中規模企業」

中小企業基本法に定められた中小企業の定義のうち、小規模事業者を除いたもの

##### ・「小規模事業者」

中小企業基本法に定められた小規模事業者

<参考>

##### ■ 中小企業の定義

業種：従業員規模・資本金規模

製造業・その他の業種：300人以下又は3億円以下

卸売業：100人以下又は1億円以下

小売業：50人以下又は5,000万円以下

サービス業：100人以下又は5,000万円以下

##### ■ 小規模事業者の定義

業種：従業員規模

製造業・その他の業種：20人以下

商業(※)・サービス業：5人以下

※商業とは、卸売業、小売業(飲食店含む)を指す

#### (2) データ出典の記載方法

①本報告書において使用している調査結果等は以下のとおりである。

a) 特許庁貸与の「中小企業産業財産権関係データ」

b) 中小企業全般における知的財産活動に関する調査(中小企業実態基本調査)

1.(1) 参照

c) 出願実績のある中小企業の知的財産活動実態調査(アンケート調査)

1.(2) 参照

d) 中小企業白書2009

e) 企業活動基本調査

f) 知的財産活動調査

※ b)中小企業実態基本調査と e)企業活動基本調査との比較内容については、調査対象や標本抽出の方法が異なるため、参考程度とされたい。

#### ②各グラフ等の出典に関する表示方法

Ⅲ. 以降の図表等での表示方向は以下のとおりである。

○特段の記載がない場合;上記1.(2)のアンケート調査結果のデータを活用している。

○その他の場合:a)、b)、d)~f)については、図表タイトルまたは脚注に出典を記載している。